

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年11月1日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月1日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

まず、あしたの委員会の日程なのですけれども、国会日程との関係で時間が変わっています。今回、13時半からに委員会は変わっていますので御注意ください。

それに伴いまして、委員長会見の時間も変わっています。委員長会見の時間は、あしたの17時半からということになっていますので、よろしく願いいたします。

では、あしたの委員会定例会の議題を説明いたします。

まず、議題の1つ目が、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討ということなのですけれども、これは10月5日の委員会でエネ庁に来ていただいて説明いただいた件ということになります。

その場で規制庁において検討の上報告するという指示がありましたので、検討した結果を報告して、それを基に委員会で討議を行うという議題になります。

議題の2つ目ですけれども、高浜発電所の設置変更許可の審査結果の取りまとめ、使用済燃料ピット用の中性子吸収体の廃止というものの2回目です。

これは9月21日の委員会に諮られたのですけれども、了承されずにもう一度となったものであります。これは、今設置されている中性子吸収体というものが、なくても臨界を防止できることが確認できたので廃止という案件なのですけれども、前回の9月21日の審査書では、審査の中でどういう議論をして臨界しないというのを確認したのかというのが十分書かれていなかったの、それを書きなさいということで書き加えたということになります。

議題の3つ目が、RI法（放射性同位元素等規制法）に基づく審査ガイド、立入検査ガイドの制定案ということになります。

これは元々はIRRS（国際原子力機関（IAEA）の総合的規制評価サービス）で勧告を受けたものでありまして、RI（放射性同位元素）でもこういったもののガイドを作るよという勧告を受けたわけで、それを受けての対応ということになります。

こうしたガイドを作るという方針自体は3年前に委員会で了承を受けておったもので

すけれども、それを受けて今回案を作りまして委員会に諮るということになります。今回はその許可の審査のガイドと立入検査のガイドということで、今回了承されればパブリックコメントにかけるということになってまいります。

こちらからの説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

エンドウさん、お願いします。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。

明日の議題1についてお伺いします。

これは何かあした決まるところまで行くのかという点がまず1点。

もう一点は、最終的に年内めどにどの程度までまとめていこうというところなのか確認をさせてください。

○黒川総務課長 あしたは規制庁の側から検討の結果、40年、60年という規定が炉規法がなくなったとした場合に、では、炉規法にどういう規定を置くべきなのかといったこと、幾つかの論点についての検討中の案のようなものが提示されます。ただ、あしたは委員間の討議という議題になりますので、決定とか了承ということにはなりません。そういうことが1点目。

2点目については、年内に決める必要があるのは法的な部分、法改正が必要な部分ということになりますので、いろいろな技術的な細かい部分は必要になる部分は当然出てくるとは思いますけれども、年内に決めることになるのは、法改正として何をする必要があるのかといったような部分になるかと思えます。

○記者 その前の段階で事業者の意見聴取とかその辺も入ってくるという。

○黒川総務課長 そこについては、まだどうなるか決まっていませんけれども、あしたの委員会で事業者の意見を聞いたほうがいいのかどうかといったようなことも議論がなされると思われます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上といたします。ありがとうございました。